

平成23年度国立大学法人等施設整備 (營繕事業等)実施事業

予算額………53億円

事業内訳

營繕事業…85
　　4大学共同利用機関法人
　　1独立行政法人

※ 本事業は、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第3号の規定により、文部科学大臣の定めに基づき、(独)国立大学財務・経営センターが施設費交付事業として実施するものである。

**平成23年4月1日
大臣官房文教施設企画部計画課**

法人名	事業名
北海道大学	營繕事業
北海道教育大学	營繕事業
室蘭工業大学	營繕事業
小樽商科大学	營繕事業
帯広畜産大学	營繕事業
旭川医科大学	營繕事業
北見工業大学	營繕事業
弘前大学	營繕事業
岩手大学	營繕事業
東北大學	營繕事業
宮城教育大学	營繕事業
秋田大学	營繕事業
山形大学	營繕事業
福島大学	營繕事業
茨城大学	營繕事業
筑波大学	營繕事業
宇都宮大学	營繕事業
群馬大学	營繕事業
埼玉大学	營繕事業
千葉大学	營繕事業
東京大学	營繕事業
東京医科大学	營繕事業
東京外国语大学	營繕事業
東京学芸大学	營繕事業
東京農工大学	營繕事業
東京芸術大学	營繕事業
東京工業大学	營繕事業
東京海洋大学	營繕事業
お茶の水女子大学	營繕事業
電気通信大学	營繕事業
一橋大学	營繕事業
横浜国立大学	營繕事業
新潟大学	營繕事業
長岡技術科学大学	營繕事業
上越教育大学	營繕事業
富山大学	營繕事業
金沢大学	營繕事業

法 人 名	事 業 名
福井大学	營繕事業
山梨大学	營繕事業
信州大学	營繕事業
岐阜大学	營繕事業
静岡大学	營繕事業
浜松医科大学	營繕事業
名古屋大学	營繕事業
愛知教育大学	營繕事業
名古屋工業大学	營繕事業
豊橋技術科学大学	營繕事業
三重大学	營繕事業
滋賀大学	營繕事業
滋賀医科大学	營繕事業
京都大学	營繕事業
京都教育大学	營繕事業
京都工芸織維大学	營繕事業
大阪大学	營繕事業
大阪教育大学	營繕事業
兵庫教育大学	營繕事業
神戸大学	營繕事業
奈良教育大学	營繕事業
奈良女子大学	營繕事業
和歌山大学	營繕事業
鳥取大学	營繕事業
島根大学	營繕事業
岡山大学	營繕事業
広島大学	營繕事業
山口大学	營繕事業
徳島大学	營繕事業
鳴門教育大学	營繕事業
香川大学	營繕事業
愛媛大学	營繕事業
高知大学	營繕事業
福岡教育大学	營繕事業
九州大学	營繕事業
九州工業大学	營繕事業
佐賀大学	營繕事業

法 人 名	事 業 名
長崎大学	營繕事業
熊本大学	營繕事業
大分大学	營繕事業
宮崎大学	營繕事業
鹿児島大学	營繕事業
鹿屋体育大学	營繕事業
琉球大学	營繕事業
総合研究大学院大学	營繕事業
北陸先端科学技術大学院大学	營繕事業
奈良先端科学技術大学院大学	營繕事業
筑波技術大学	營繕事業
人間文化研究機構	營繕事業
自然科学研究機構	營繕事業
高エネルギー加速器研究機構	營繕事業
情報・システム研究機構	營繕事業
独立行政法人国立高等専門学校機構	營繕事業

法 人 名	事 業 名
人間文化研究機構	不動産購入費
情報・システム研究機構	不動産購入費

平成23年度施設費交付金（営繕事業）の交付について

1. 交付対象

国立大学法人等における教育研究の振興に資することを目的に、建物の部分的な改修及び模様替え、小規模な新增改築・改修、小規模な工作物の整備又は設備の設置や部分的なライフライン及び屋外環境の整備（以下、「営繕事業」という。）に要する経費を交付する。

2. 交付方針

国立大学法人等における計画的実施に配慮し、年度当初に交付する。

また、年度途中、突発的に発生する施設の事故対応等に備え、一定規模を確保することとし、必要に応じ年度途中に交付する。

○ 年度当初

大学等が保有する施設に対する営繕事業に必要な額として、規模及び経年に応じ所要の額を交付

○ 年度途中（11月頃）

年度中に発生した施設に関する事故対応など、年度当初の配分では対応が困難で、かつ緊急対応を要する営繕に必要な額として、所要の額を交付。

3. 予算額及び交付額

○ 予算額 56億円

○ 交付額 年度当初 53億円

年度途中 3億円（11月頃、必要に応じて交付）

4. 手続

○ 国立大学財務・経営センターから各大学等に対して交付

○ 年度途中の交付が必要な事態になった場合は、9月末までに事故の状況等を文部科学省に報告

營 繕 事 業

建物の部分的な改修、小規模な建物(新增改築・改修)、小規模な工作物の整備、設備の設置、部分的なライフライン、屋外環境等の整備を行うもので、以下に例示する事業費が概(おおむね)2,500万円以下のものとする。なお、維持管理に係る修繕は除く。

○建物の部分的な改修

- | | | |
|----------------|--------------|--|
| ・防水改修 | ・厨房(ちゅうぼう)改修 | ・情報通信設備改修 |
| ・外壁改修 | ・受変電設備改修 | ・エレベータ改修 |
| ・建具・建具廻(まわり)改修 | ・電話交換機設備改修 | ・附帯設備の改修
(建物に固定又は組み込まれたもの、配管、ダクト等の接続工事を必要とするもの) |
| ・床改修 | ・防災設備改修 | |
| ・間仕切り改修 | ・照明設備改修 | |
| ・天井改修 | ・空調設備改修 | |
| ・実験・研究室等改修 | ・給排水設備改修 | |
| ・便所改修 | ・ガス設備改修 | |

○小規模な建物の整備(新增改築・改修)、小規模な工作物の整備又は設備の設置

- | | | |
|-----------------------|-----------|--|
| ・小規模な建物等の整備 | ・エレベータ等設置 | ・附帯設備の設置
(建物に固定又は組み込まれたもの、配管、ダクト等の接続工事を必要とするもの) |
| ・渡り廊下整備 | ・空調設備設置 | |
| ・屋外(非常)階段整備 | ・防犯設備設置 | |
| ・工作物(各種水槽、掲示板、階段等)の整備 | ・自家発電設備設置 | |

○部分的なライフライン、屋外環境等の整備

- | | | |
|--------------|------------|-------------------|
| ・屋外電力線整備 | ・井戸整備 | ・屋外運動施設整備 |
| ・屋外情報通信線整備 | ・構内道路等整備 | ・植栽 |
| ・屋外給排水管整備 | ・囲障・よう壁等整備 | ・工事に伴い必要となる各種負担金等 |
| ・屋外ガス管整備 | ・外灯整備 | |
| ・排水・廃液処理設備整備 | ・プール整備 | |

上記に例示する以外のもので、これらに類する改修、小規模な新增改築、小規模な工作物の整備、設備の設置、部分的なライフライン、屋外環境等の整備をするもの。

また、事業費が2,500万円を超えるものであっても、事業を合理的・効率的に実施するため必要なものを含む。